

豊総監発第1431号
令和 7年3月13日

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
会長 安田明弘 様

豊田市長 太田 稔彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

1 有効期間

令和7年3月13日から令和12年3月13日まで